

KPMG Insight

KPMG Newsletter
September 2014



cutting through complexity

中国組織再編税制アップデート
72 号通達が日本企業の
中国子会社再編に与える影響
第 1 回 中国投資性公司 (CHC) の
傘下への再編



Volume
8

中国組織再編税制アップデート

72号通達が日本企業の中国子会社再編に与える影響

第1回 中国投資性公司（CHC）の傘下への再編

KPMG 中国 上海事務所 税務部門

ディレクター 米国弁護士 **David Huang**
 シニアマネジャー 日本税理士 **長谷川 朋美**

中国の組織再編税制は、2009年に財税[2009]59号「企業再編業務に係る企業所得税処理に関する若干の問題に関する通達」（以下「59号通達」という）が公布されたことにより、一定の整備が行われました。つまり、この59号通達に規定される要件を充足する組織再編については、特殊税務処理、すなわち、簿価によって再編し、譲渡益課税を繰り延べる処理を認める旨が規定されたのです。これにより、多くの日本企業は、効率的な資金還流を目的として、直接保有する既存の中国現地法人を中国に設立した投資性公司（以下「CHC」という）の傘下に移動するにあたり、この特殊税務処理の適用を受けることを目指しました。また、日本の税制上、国外配当免税制度が導入された結果、国外からの配当に対する税務コストの軽減は、日本企業の税務ベネフィットに直結することとなったことから、直接保有する中国現地法人を香港オフショア会社の傘下に移動する動きが活発化し、その際にもこの特殊税務処理の適用を受けることを目指しました。しかしながら、中国国内における税収争いが引き金となり、約2年間、この特殊税務処理の認可審査が実質的に停止され、その適用を容易には受けられない状態が続きました。その経緯は後に詳述します。

この実質的停止状態にある特殊税務処理の認可審査が進捗するよう、国家税務総局は、2013年12月に、59号通達を補足する国家税務総局公告[2013]72号「非居住者企業による持分譲渡における特殊税務処理の適用に関する問題についての公告」（以下「72号通達」という）を公布しました。この72号通達では、次の3つの再編パターンについて言及しています。

1つ目は、中国現地法人持分をCHCの傘下に移動する再編に代表される「非居住者企業が保有する居住者企業持分を100%保有する居住者企業へ譲渡する再編」です。

2つ目は、中国現地法人を香港オフショア会社の傘下に移動する再編に代表される「非居住者企業が保有する居住者企業持分を100%保有する他の非居住者企業へ譲渡する再編」です。

3つ目は、中国現地法人を保有する日本子会社を日本本社に吸収合併する再編に代表される「外国企業の合併や分割により、中国居住者企業の持分が譲渡された場合の再編」であり、このような中国国外での再編であっても中国現地法人を「譲渡」したものであるとして、59号通達に基づく中国組織再編税制の規定を適用する旨が規定されました。



David Huang
 KPMG 中国 上海事務所
 税務部門
 ディレクター
 米国弁護士



長谷川 朋美
 KPMG 中国 上海事務所
 税務部門
 シニアマネジャー
 日本税理士

これらの再編パターンについて、日本企業が再編を目指した目的や留意点等、「おさらい」となる内容から、この72号通達による変更点や今後予想される影響に至るまでを、2回に分けて解説します。

第1回となる本稿では、再編パターンの1つ目となる中国投資性会社の傘下への再編を取り上げます。

なお、文中意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りしておきます。

【ポイント】

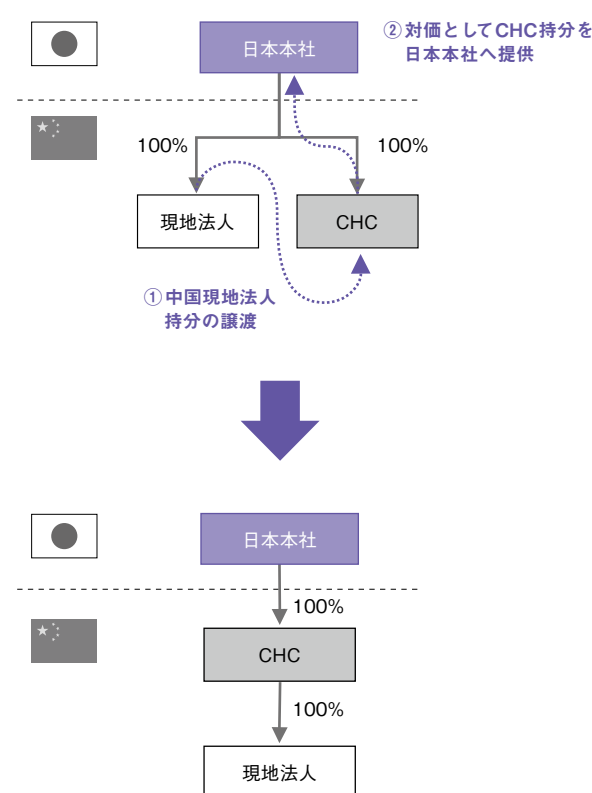
- 72号通達は、①中国投資性会社（CHC）の傘下への再編、②香港オフショア会社の傘下への再編、③日本国内における再編の3つの再編パターンについて言及している。
- CHCの傘下への再編の最大のメリットは、中国国内配当に対する免税措置を活用でき、効率的な資金還流が可能となることであるが、特殊税務処理の適用を得るためには、再編取引に合理的なビジネスリーゼンがあり、税負担の減少、免除あるいは繰延べを主な目的としない要件が必要となる。
- CHCの傘下への再編の72号通達による変更点は、再編の主導側の定義が明確化されたこと、認可制度から届出制度へ変更となったこと、確認期間が具体化したこと、必要書類が変更となったこと、届出期限が規定されたことである。これらの変更につき、中国現地法人の主管税務当局への確認は本当に不要であるか、特殊税務処理の適用可否のフィードバックが納税者へ行われるか等、今後実務上の影響が考えられる。

I 再編パターン① 中国投資性会社の傘下への再編

1. 再編パターンの説明

再編パターン①は、「非居住者企業が保有する居住者企業持分を100%保有する居住者企業へ譲渡する再編」であり、ここでは、日本本社が中国現地法人持分を持分現物出資の手法を用いてCHC傘下に移動する例を用いて解説します。この持分現物出資とは、日本本社が中国現地法人の持分を以ってCHCへ出資することを言いますが、厳密には、CHCが日本本社から中国現地法人持分を譲り受け、CHCは、その対価として、日本本社に対してCHCの持分を提供する取引となります。このCHCが譲り受ける持分の金額について、59号通達に規定される特殊税務処理の要件を充足できれば、簿価にて譲り受けることができるため、日本本社は、この中国現地法人持分の譲渡にあたって譲渡益課税を繰り延べられることとなります（図表1参照）。なお、特殊税務処理の要件については、「3. 特殊税務処理の要件と実務上の弊害」にて詳述します。

図表1 CHCの傘下への再編



2. 再編のメリットと事前に留意すべき事項

(1) 再編のメリットー効率的な資金還流

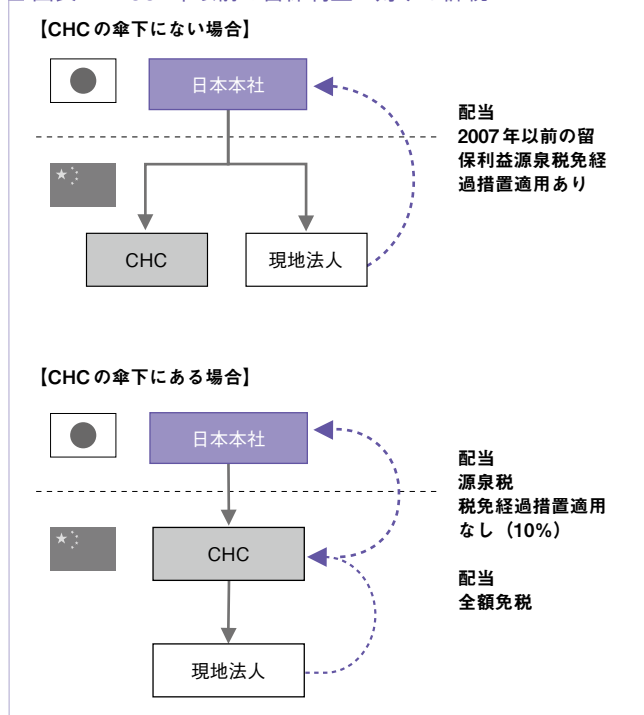
CHCの傘下に中国現地法人を移動することの最大のメリットは、中国国内配当に対する免税措置を活用できることです。つまり、日本本社が中国現地法人を直接保有する場合、その中国現地法人が日本本社に対して実施する配当は、中国にて10%の源泉課税を受けますが、中国現地法人がCHCの傘下企業となった場合、その中国現地法人がCHCに対して実施する配当については、中国国内配当に係る免税措置が適用されるため、CHCは課税を受けずにこの配当を収受することができます。よって、CHCが日本本社へ配当せず、中国国内で再投資を続ける限りにおいて、この配当が中国で課税されることはないため、効率的な資金還流が可能となります¹。

(2) 再編前に留意すべき事項

① 2007年以前に稼得した利益の取扱い

中国現地法人が日本本社へ実施する配当には、中国にて10%の源泉課税を受けますが、この取扱いは、2008年1月1日に施行された新企業所得税法上の規定に基づくものであり、旧企業所得税法では、外商投資企業から外国企業への配当には、源泉税免税措置が適用されていました。また、この免税措置に係る経過措置として、2007年12月31日以前に生じた留

図表2 2007年以前の留保利益に対する課税



保利益に基づく配当を2008年1月1日以降に実施した場合で

あっても、引き続き免税が適用されています。

よって、中国現地法人が2007年12月31日以前に生じた留保利益を有する場合は、CHCの傘下へ移動する前に日本本社へ配当すべきか否かを検討する必要があります。なぜならば、この留保利益を再編前に日本本社へ配当した場合、経過措置としての免税適用を受けることができますが、中国現地法人がCHCの傘下へ移動した後にCHCへ配当する場合は、中国国内配当に係る免税措置が適用されるものの、将来においてCHCが日本本社へ配当する時点で10%の源泉税が課されるためです(図表2参照)。

② CHCに係る「批准証書」上の増資金額

中国現地法人持分をCHCへ現物出資する場合、CHCの批准証書に記載される登録資本金額を増額する必要がありますが、その金額をいくりに設定すべきかが不明確であったため、地域によっては商務部当局が現物出資の認可を行わなかった経緯があります。この点については、2012年に商務部令第8号(以下「8号通達」という)が公布され、中国現地法人の時価を評価し、その時価を基準として協議により増資金額を決定することができる旨が規定されたことから、この問題は解消されました。

また、この8号通達には、CHCを含む外商投資企業(外資が25%以上出資している会社)に対して現物出資を行う場合、CHCの登録資本金のうち、現物出資に係る部分は70%を超えてはならない旨が規定されました²。つまり、登録資本金の30%以上は金銭出資による部分で構成される必要があるため、たとえばCHCの登録資本金が3,000万米ドルである場合は、現物出資が可能な金額は7,000万米ドル(3,000万米ドル÷(1-70%)×70%)が限度となります。

3. 特殊税務処理の要件と実務上の弊害

(1) 特殊税務処理の要件

中国現地法人持分をCHCへ現物出資する場合において、特殊税務処理の適用を受けるためには、まず、以下の基本要件を充足する必要があります。

- ① 再編取引に合理的なビジネスリーゼンがあり、かつ、税負担の減少、免除あるいは繰延べを主な目的としないこと。
- ② 買収企業(すなわち、CHC)が購入する持分が被買収企業(すなわち、中国現地法人)の全持分の75%以上であること。
- ③ 組織再編後の連続する12ヵ月内に、再編資産に係る元の実質的な経営活動が変化しないこと。
- ④ 買収企業による持分支払額がその取引総額の85%以上であること。

1 なお、CHCが中国現地法人から収受した配当については、課税を受けずに再投資することが可能であるが、CHC自身がトレーディング業務等を行うことによって得た利益を再投資する場合は、一旦、日本本社へ配当を実施し、CHC自身に資本注入された後に再投資が可能な資金となる。よって、日本本社へ配当を行う際に10%の源泉課税が行われるため、中国現地法人から回収した配当とは取扱いが異なる点に留意する必要がある。

2 この内容は、国家工商行政管理総局令[2009]39号「持分出資登記管理弁法」の中でも規定されていたが、商務部としては初めて規定を公布した。

- ⑤ 組織再編において、持分支払を取得する元の主要な出資者（すなわち、日本本社）が、再編後の連続12ヵ月内に、取得した持分を譲渡しないこと。

また、持分買収が中国国内外を跨ぐクロスボーダー取引に該当する場合は、上記の基本要件に加えて、「非居住者企業が保有する居住者企業持分を100%保有する居住者企業へ譲渡すること」という追加要件も充足する必要があります。この再編パターンは、日本本社が保有する中国居住者企業持分を100%保有するCHCへ譲渡するため、この追加要件は充足できることとなります。

(2) 実務上の弊害

組織再編において特殊税務処理の適用を得るために最も重要なことは、基本要件の①である「再編取引に合理的なビジネスリーゼンがあり、かつ、税負担の減少、免除あるいは繰延べを主な目的としないこと」という要件をクリアすることであり、この「合理的なビジネスリーゼン」が説明できない再編取引は、特殊税務処理の取扱いを却下されることとなります。先述したとおり、中国現地法人をCHCの傘下に移動する最大のメリットは、効率的な資金還流ですが、税務当局の観点からは、この再編への最大のメリットは、配当に対する10%源泉課税の繰延措置と認識されたことにより、基本要件を満たさないものとして取り扱われるケースが生じたのです。さらに実務上は、中国現地法人とCHCが異なる地域に所在する場合、この現地法人の主管税務当局は、これまでは日本本社へ配当する時点で10%の源泉税を確保できましたが、CHCの傘下企業となることにより、その課税権がCHCの主管税務当局に奪われる結果となるため、この組織再編に対して特殊税務処理を適用することに抵抗を示すという、中国特有の問題が生じたのです。

4. 72号通達による変更点と今後予想される影響

(1) 72号通達による変更点

再編パターン①に関し、72号通達にて規定される変更点は、大きく分けて以下の5つです。

① 再編の主導側

企業が行う組織再編につき、税務当局に対して特殊税務処理の要件を充足するか否かを確認したい場合は、国家税務総局公告[2010]4号「『企業再編業務の企業所得税管理弁法』の公布に関する通知」（以下「4号通達」という）の規定に基づき、「再編の主導側」がその主管税務当局に申請し、確認を受ける旨が規定されていました。

ここでの再編の主導側とは、再編パターン①の再編では「持分の譲渡側」、すなわち日本本社と規定されていたため、「その主管税務当局」がどこを指すのかが不明確でした。つまり、たとえば、CHCが上海市に、中国現地法人が杭州市に所在す

る場合、再編の主導側に係る主管税務当局とは、CHCが所在する上海市を指すのか、それとも中国現地法人が所在する浙江省を指すのかが不明確だったのです。

この4号通達が公布された当初は、CHCの省レベルの主管税務当局（直轄市については市レベル）がこの再編の主導側となって確認申請を受け付け、CHCの省レベルの主管税務当局が他の当事者、すなわち中国現地法人の省レベルの主管税務当局へ確認を行うという流れでした。しかし、前述したように、中国現地法人の主管税務当局は、CHCの主管税務当局へ、配当に対する課税権を引き渡すこととなるため、特殊税務処理の適用を容易には認可しないケースが多発したのです。

この流れを受けて、一部のCHCの主管税務当局は、再編の主導側として他の当事者へ確認を行うことを断念し、納税者自らが他の当事者の了解を得られた場合に限り、特殊税務処理の適用を認めるというスタンスへと変更しました。しかし、中国現地法人の主管税務当局からの抵抗は予想を超え、結果として、特殊税務処理に関する確認申請が実質的に停止される事態に陥ったのです。

72号通達では、この再編の主導側の定義が「持分の譲受側」へと変更されました。よって、規定上は、持分の譲受側であるCHCがその主管税務当局に届出を行い、中国現地法人の主管税務当局へ直接届出を行う必要はなくなったのです。

② 認可制度から届出制度へ

非居住者企業が取得する持分譲渡所得について、特殊税務処理の適用を受ける場合は、その要件を充足することを証明し、かつ、省レベルの主管税務当局の認可を受ける必要がある旨が国税函[2009]698号「非居住者企業の持分譲渡所得に係る企業所得税管理強化に関する通達」（以下「698号通達」という）第9条に規定されていました。この認可取得の困難性については、上記①の内容で理解できるものと思われます。

72号通達では、この698号通達第9条を廃止し、再編の主導側であるCHCがその主管税務当局へ届出を行う制度へと変更されました。この届出とは、中国語では「備案」といい、調査に備えて必要書類を提出することを意味します。

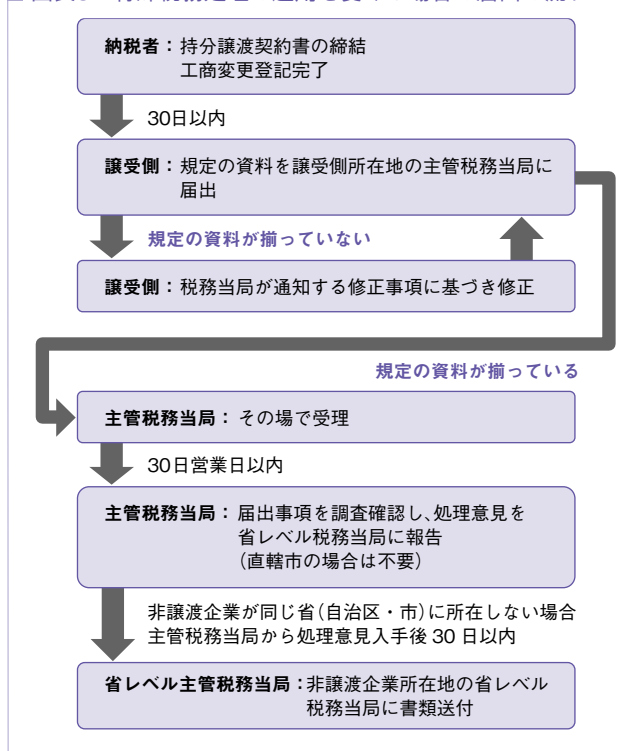
③ 確認期間の具体化

4号通達に基づく確認手続では、再編の主導側の省レベルの主管税務当局は、原則として、その申請年度に係る企業所得税申告期限までにすべての確認作業を終了する必要がありましたが、特殊な事情がある場合は、延長が可能でした。よって、実務上は、確認結果の判定について、意図的な先延ばしが可能でした。

72号通達では、このような意図的な先延ばしの防止を目指してか、税務当局による確認作業に一定の時間的制約が設けられました。まず、再編の主導側であるCHCが規定の資料を主管税務当局に届出た後、規定の資料が揃っている場合は、その場で受理する必要があります。その後、30日営業日以内

に届出事項を調査確認し、その処理意見を省レベルの主管税務当局に報告します。また、譲渡される中国現地法人がCHCと同じ省に所在しない場合は、CHCの省レベルの主管税務当局は、CHCの主管税務当局からその処理意見を入手後30日以内に中国現地法人の省レベルの主管税務当局に必要書類を送付する必要があります(図表3参照)。

図表3 特殊税務処理の適用を受ける場合の届出の流れ



④ 届出書類

届出書類の大きな変更点は、4号通達では、評価機関により発行された譲渡持分の公正価値(中国政府指定の評価機関によって評価されたもの³⁾)が必要でしたが、72号通達では、この公正価値が削除され、新たに譲渡される企業に係る持分譲渡時までの留保利益に関する資料が規定されました。つまり、4号通達では、特殊税務処理を却下した場合に得られる譲渡益による税収を認識する傾向にありましたが、72号通達では、特殊税務処理を適用する前に配当の実施を促した場合の税収を認識する傾向にあることがうかがえます。ただし、本当に公正価値が要求されないかは、実務上の見解を待つ必要があるものと思われます(図表4参照)。

⑤ 届出期限

届出期限については、4号通達では特に期限は規定されませんでしたが、実務上は、企業所得税の申告期限までに税務当局による確認業務が終了されることに鑑み、必要日数を逆算して書類を提出していました。72号通達では、この届出期限が明確化され、持分譲渡契約書を締結し、かつ、工商変更登記が完了した日から30日以内と規定されました。

(2) 今後予想される影響

① 本当に中国現地法人の主管税務当局への確認は不要か？

72号通達に基づく届出制度では、CHC所在地の主管税務当局が届出書類受理後、30日以内に調査確認を行い、その処理意見をCHC所在地の省レベルの主管税務当局に報告します。また、譲渡される中国現地法人の所在地がCHCと同じ省に所在しない場合は、CHC所在地の省レベルの主管税務当局がその中国現地法人所在地の省レベルの主管税務当局へ書類を送

図表4 特殊税務処理の届出に係る必要書類

4号通達 (旧規定)	72号通達 (新規定)
1) 持分買収取引に関する全体状況の説明(持分買収に関する商業目的が含まれていなければならない) 2) 双方または複数の当事者が締結した持分買収取引に関する契約書または協議書 3) 評価機関により発行された譲渡持分の公正価値(中国政府指定の評価機関による評価に限られる) 4) 再編が特殊税務処理の要件に合致していることを証明できる資料 ・ 持分比率 ・ 対価の支払状況 ・ 12ヵ月以内に資産を元の実質的な経営活動から変更しないこと、および元の主要な出資者が取得した持分を譲渡しないことを記載した承諾書等 5) 工商局等の関連部門が企業持分の変更を許可したことを証明する資料 6) 税務当局に要求されるその他の資料	1) 「非居住者企業による持分譲渡に対する特殊税務処理適用に関する届出表」(規定のフォーマットあり) 2) 以下の資料等を含む持分譲渡取引に関する全体的な状況の説明 ・ 持分譲渡の商業目的 ・ 持分譲渡が特殊税務処理の要件を充足することの証明 ・ 持分譲渡前後の会社持分構造図 3) 持分譲渡契約書または協議書 4) 工商関連部門による企業持分変更事項許可に係る証明資料 5) 非譲渡企業に係る持分譲渡時までの留保利益に関する資料 6) 税務当局に要求されるその他の資料

3 余談ではあるが、この中国政府指定の評価機関による公正価値評価に係る報酬は、国家指定の報酬規程に基づいて算定される点に留意すること。

付するのみで処理手続が完結します。つまり、結果として、中国現地法人の主管税務当局へは、何ら届出を行う必要がないことになります。しかしながら、国外配当に対する税収減が顕著に発生する中国現地法人の主管税務当局に何ら報告せず、このような取引を実施することによって、税務上、負の影響が生じないのでしょうか。このような届出の流れは、国家税務総局、すなわち中央政府が、中国現地法人の主管税務当局から生じる抵抗を排除するために考案した方策であるものと思われませんが、実際に日々の実務で最も付き合いの深い当局は、この中国現地法人の主管税務当局であることから、当局側の利益を考慮した一定の事前交渉等は、引き続き重要であるものと考えられます。

② 本当に30日のクロックは開始されるのか？

72号通達に基づく届出制度では、譲受側の主管税務当局は、届出書類が揃っている場合は、その場で受理し、30営業日以内に調査確認を行うと共に、省レベルの主管税務当局へ処理意見を報告する必要があるとされ、「その場で受理」や「30営業日以内」等、当局側がジャッジを引き延ばすことができないよう、時間的制約が加えられました。しかし、我々の経験では、たとえば、当局が必要書類を受理後、○日以内に一定のフィードバックを行わなければならない等、当局側に制約がある場合は、当局は、その書類は一旦預かるが受理はしていない等、クロックが開始されないポジションを取ることが多々あります。よって、この72号通達に基づく届出で考えられることは、当局側の「30営業日以内」というクロックを開始させないために、届出書類は揃っていないが一旦預かり、非公式に調査を行うというポジションを取る可能性があるのではないかと思います。

③ 特殊税務処理の適用可否についてフィードバックはされるのか？

72号通達に基づく届出制度では、必要書類を当局に届け出るのみで、特殊税務処理の適用可否について、何らフィードバックを受けられない可能性があります。実際に届出の流れを見ても、譲受側の主管税務当局が調査確認後、その処理意見を省レベル主管税務当局へ報告し、譲渡される中国現地法人の省レベル主管税務当局へ書類を送付するに止まり、納税者へのフィードバックに関する規定がありません。通常、日本企業は、特殊税務処理が将来の調査時に却下されることを回避するため、適用可否の確認を求める性質にあることから、このフィードバックの有無が不明な状態で再編を行うことにリスクを感じるものと考えられます。

本稿は、月刊「国際税務」(Vol.34 No.6、税務研究会発行)に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関する質問は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 中国 上海事務所
ディレクター
David Huang (デイビット・ファン)
TEL: + 86-21-2212-3605
david.huang@kpmg.com

シニアマネジャー
長谷川 朋美
TEL: +86-21-2212-3758
tomomi.hasegawa@kpmg.com

あずさ監査法人 中国事業室
室長 高崎 博
TEL: 03-3266-7521
hiroshi.takasaka@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.